

2019年LL.M.知的財産法研究第12回問題

次の問題に答えなさい。

ある中小企業Xは、人が踏んでも気づかないほどの衝撃しかないが、猫は踏むのを嫌がる特殊なトゲトゲの形状をしたマットを開発して、これを「ネコハイレン」との名称で平成27年3月に、大判、中判、小判の3種類、色も置く場所に合うように6色揃えて売り出したところ、猫の侵入が確実に排除できることから評判になり、全国の量販点などで大量に売れるようになり、テレビの情報番組でも紹介され、「ネコハイレン」という名称とともに全国的に知られるようになった。なお、Xはこのマットについて特許、意匠、商標等の出願はしていない。

大手日用品メーカーであるYは、令和元年5月に、X製品と同様のトゲトゲ形状のマットを「Yのネコ除けマット」として、4種類の判、色は8色揃えて売り出した。なお、Y製品には包装にも本体にもよく知られたY社のロゴマークが大きく付けられている。Y製品はY社の知名度と、判や色もバラエティに富んでいることや、X製品よりも2割ほど安価で販売されたこともあってよく売れ、その結果これまでコンスタントに売れていたX製品の売り上げが急激に減ってしまった。

小問1

Xとしては、Y製品はX製品の特長であるマットのトゲトゲの形状が全く同じであるし、判や色も各種揃えている点も同様であって、X製品のまさに模倣品であるから、その製造販売を止めさせたい。

依頼を受けたXの代理人弁護士としてはどの法律に基づいて、どのような主張をYに対してするか。

小問2

Yの代理人弁護士としてはXの主張に対してどのような反論をするか。

小問3

公平な立場の仲裁人弁護士であれば、この問題をどのように解決するか。

